

山形県子育て基本条例の一部改正に対する意見募集の結果について

1 意見の募集期間

令和6年12月20日（金）～令和7年1月20日（月）まで

2 意見の件数

6件（意見提出者3人）

3 提出された意見及びそれに対する県の考え方

番号	意見の概要	意見に対する県の考え方
1	<p>こども基本法第2条第2項第1号では「こども施策」の定義について、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの身心の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援や、同条同項第2号では子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段に応じて行われる支援と規定されていますが、山形県子育て基本条例の改正においてもこども基本法の記載のように具体的に記載されるのですか。</p>	<p>改正案では、こども基本法の趣旨を踏まえ、一定の年齢で必要なサポートが途切れないよう「こども」を心身の発達過程にある者と定義します。</p> <p>また、現行条例上の基本的施策では、就業機会の確保に向けた環境の整備や結婚、こども・子育てへの支援に取り組む社会的気運の醸成、母子保健医療体制の充実、保育サービスの体制整備等といったライフステージに応じた取組みを行う旨を規定しております。</p>
2	<p>条例の基本理念に異論はありませんが、第2条第2項に関連して、次の通り意見を述べさせていただきます。</p> <p>私は、「未成熟」を、誹謗中傷ではなく、「成長の途上にある」とか、「伸びしろがまだある」という受け止めが大事だと思い、「成人しても、心はいつまでも未成熟である」と、日ごろ考えております。</p> <p>条例に関して、強いて注文があるとするならば、「大人も、心が未成熟であるという自覚を持ち、」という文言がどこかに記載されることを望みます。</p>	<p>改正案では、新たにこどもの視点を盛り込むため、こども基本法の趣旨を踏まえ、第2条第2項に「こども」の定義に関する規定を追加します。</p> <p>「おとな」については定義していませんが、だれもが自立し、成熟したおとなになって欲しいとの願いを込め、同条第1項中に、こどもが社会の一員として健やかに成長し、将来自立したおとなとなることができるよう、社会全体でこどもの成長を支える取組みを行う旨を追記します。</p>
3	<p>山形県子育て基本条例の改正においても、こども基本法第11条にあるこども施策に対するこども等の意見を反映させるため、こども家庭庁が発出している「こども基本法とは？」の12頁にある「インター</p>	<p>このたびの条例改正にあたっては、今年度、小中高校生を対象とした「山形県こども会議」の開催や、Webサイトを活用した「こども意見箱」の設置等を通して、こどもまんなか社会の実現に向けた意見やアイ</p>

	<p>ネットを使ったアンケートを実施すること・行政の職員が直接会って、意見を聴くこと・審議会などへのこどもや若者の参画・こどもや若者を対象としてパブリックコメントは実施されたのでしょうか。</p>	<p>デアを募ったほか、若者委員を含む審議会等でいただいた意見を踏まえ、検討した内容としております。</p>
4	<p>「子育てするなら山形県推進協議会」においても、こども基本法第 11 条にあるこども施策に対するこども等の意見を反映される仕組みや条例第 12 条の改正によるこどもの意見を反映させる措置は導入されているのでしょうか。</p>	<p>「子育てするなら山形県推進協議会」は、有識者等の外部委員から、子育て支援及び少子化対策に関する計画等を調査審議いただく場となりますが、今年度開催した同協議会では、小中高校生を対象とした「山形県こども会議」における意見をその代表者から報告してもらい、その意見を踏まえ、調査審議を行っております。</p> <p>引き続き、同協議会においても、こどもの意見を踏まえ審議が行われるよう、その概要を報告するとともに意見反映の仕組みについても、ご意見を伺ってまいります。</p>
5	<p>山形県子育て基本条例の第 3 条第 1 項 2 号において父母その他の保護者が、子育てにおいて第一義的責任を有するものであることが規定されていますが、第 13 条～第 16 条にある子どもを生み、育てる者と第 17 条にある子どもを生み、育てる若者は同意義なのでしょうか。</p>	<p>現行条例の第 13 条から第 16 条に規定する「子どもを生み、育てる者」は、世代を問わず、将来子どもを生み育てたいと考えている者及び現に子どもを養育している者を指しております。その中でも次代を担う若者にとって、子育てしやすい環境づくりが重要との認識から、取組みの対象を明確にするため、第 17 条では「子どもを生み、育てる若者」と規定しております。</p>
6	<p>家庭や学校環境で子供に何か問題が起きた時、すぐに子供が自由に意見を表明でき、それを自治体のすべての大人が耳を傾け、必要なサポートができるような条例を制定してください。子供の純粋な、親に会いたい・愛されたいという気持ちを、最大限保障してあげて欲しいです。</p> <p>大人が子供を見守り、その権利を守る事を約束するということがちゃんと子供に伝わり、子供が自ら助けを求め、権利を意識した行動を取れるような、子供のための条例を制定して下さいますよう、ご検討よろしく申し上げます。</p>	<p>改正案では、こども基本法の趣旨を踏まえ、こどもの権利を尊重し、その最善の利益を優先して考慮する旨の追記や、虐待その他のこどもの成長を阻害する行為を防止する規定を設けるなど、こどもの視点から大切と考える事項を盛り込んでおります。</p> <p>今後、本条例の趣旨を、こどもを含む県民各層に周知し、社会全体でこどもや子育て家庭を応援する意識が一層高まるよう取組みを進めてまいります。</p>